

蒲郡市子ども会連絡協議会運営費補助金要綱

(目的)

第1条 蒲郡市子ども会連絡協議会運営費補助金（以下「補助金」という。）は、蒲郡市子ども会連絡協議会（以下「協議会」という）に対し団体活動を促進し、地域社会における児童の健全育成を図るため交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金交付の対象となる経費は、協議会が行う事業費及び団体運営に係る経費とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、定額100万円とする。

(申請手続)

第4条 協議会は、規則で定める補助金等交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに規則で定める補助金等交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 協議会は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という）が完了したときは、規則で定める補助事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した

日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前払で交付する。

(書類等の整備)

第8条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。(850,000円)

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(1,200,000円)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。(1,000,000円)